

市第120号議案 横浜市港湾施設条例の一部改正

1 改正の概要

(1) コンテナターミナル

国土交通省から、港湾法に規定する港湾運営会社（以下「港湾運営会社」という。）に対するコンテナターミナルの岸壁や荷さばき地など国有財産の貸付期間の実運用を、10年以内から30年以内へ見直すことが示されました。これを受け、本市においても、港湾運営会社に対する港湾施設の貸付期間及び更新期間の上限を見直します。

(2) 自動車ターミナル

本市が自動車ターミナル用地等を貸し付けている特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づき国土交通大臣が指定した法人（以下「指定会社」という。）に対する貸付期間及び更新期間の上限を見直します。

以上により、横浜市港湾施設条例の一部を改正します。

2 改正の理由

(1) コンテナターミナル

多様な事業者ニーズに柔軟に対応でき、設備投資の促進、港の安定利用及び国際コンテナ戦略港湾政策の推進が期待されることから、**港湾運営会社に対する港湾施設の貸付期間及び更新期間の上限を、10年以内から30年以内に見直します。**



南本牧ふ頭のコンテナターミナル

【参考】横浜港の港湾運営会社：横浜川崎国際港湾株式会社

2 改正の理由

(2) 自動車ターミナル

指定会社に対する港湾施設の貸付けについても、自動車ターミナルにおける長期的な設備投資の促進及び港の安定利用が期待されるため、貸付期間及び更新期間の上限を、10年以内から30年以内に見直します。

【参考】横浜港の指定会社：横浜港埠頭株式会社

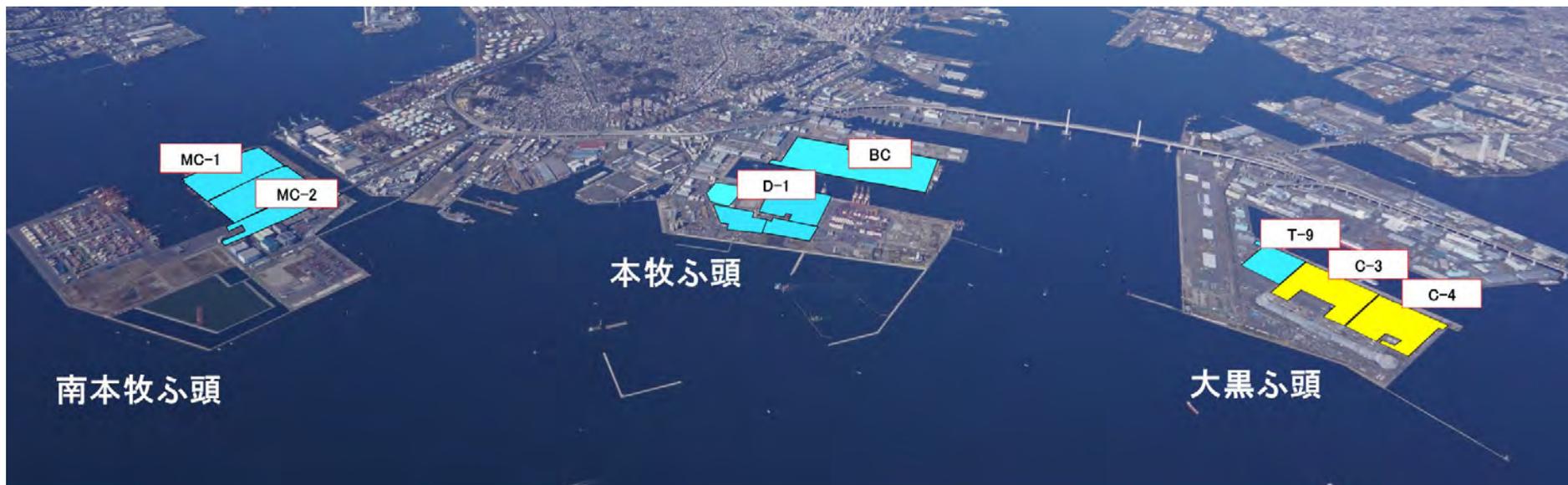


大黒ふ頭の自動車ターミナル

3 施行予定日

公布の日

参考：貸付対象施設図



 …コンテナターミナル (港湾運営会社)

 …自動車ターミナル (指定会社)

参考：新旧対照表

現行	改正案
<p>横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）</p> <p>（目次、第1条から第30条まで省略）</p> <p>（貸付期間）</p> <p>第31条 前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの期間は、10年以内とする。</p> <p>2 前項の期間は、必要に応じて更新することができる。ただし、その期間は、更新のときから10年を超えることができない。</p> <p>（第32条から第35条まで省略） （別表省略）</p>	<p>横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）</p> <p>（目次、第1条から第30条まで省略）</p> <p>（貸付期間）</p> <p>第31条 前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの期間は、30年以内とする。</p> <p>2 前項の期間は、必要に応じて更新することができる。ただし、その期間は、更新のときから30年を超えることができない。</p> <p>（第32条から第35条まで省略） （別表省略）</p>